

各 地 方 農 政 局 長 殿
北 海 道 農 政 事 務 所 長 殿
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

農 林 水 産 省 政 策 統 括 官

令 和 2 年 産 米 に お け る 需 要 に 応 じ た 生 産 に 向 け た 対 応 等 に つ い て

令 和 2 年 産 米 に つ い て は、6 月 末 現 在 の 作 付 意 向 調 査 を み る と、元 年 産 実 績 と 比 較 し て、主 食 用 米 に つ い て は 主 産 県 の 多 く を 含 め た 25 県 が 前 年 並 み 傾 向 で、全 体 と し て は 微 減 と 推 計 さ れ る。一 方、戦 略 作 物 に つ い て は、飼 料 用 米 で 減 少 傾 向 が 28 県、加 工 用 米 で 減 少 傾 向 が 20 県 と 4 月 末 現 在 の 作 付 意 向 調 査 に 比 べ て 減 少 傾 向 に あ る 県 の 数 が 増 加 し て い る。

ま た、米 穀 の 需 給 及 び 価 格 の 安 定 に 関 す る 基 本 方 針（令 和 2 年 7 月 30 日 公 表）に お い て は、令 和 元 / 2 年 の 需 要 実 績 は 前 年（735 万 トン）か ら 約 22 万 トン 減 少 し、713 万 トン（速 報 値）、令 和 2 年 6 月 末 民 間 在 庫 量 は 前 年 か ら 約 12 万 トン 増 加 し、201 万 トン（速 報 値）と な っ て い る。

さ ら に、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 感 染 拡 大 に よ り、産 地 で の 説 明 会 開 催 等 の 推 進 に 影 響 が あ っ た こ と も 踏 ま え る と、令 和 2 年 産 米 の 集 荷 ・ 販 売 が 本 格 化 す る ま で の 間、現 在 の 需 給 状 況 を 現 場 に 浸 透 さ せ、主 食 用 米 か ら 飼 料 用 米 等 へ の 転 換 に 係 る 検 討 期 間 を 確 保 す る 必 要 が あ る と 考 え ら れ る と ころ で あ る。

こ う し た 状 況 を 考 慮 し、直 近 の 主 食 用 米 の 需 給 動 向 等 を 踏 ま え て、主 食 用 米 か ら 飼 料 用 米 等 へ の 転 換 が で き る よ う、産 地 に お け る 検 討 期 間 を 最 大 限 確 保 す べ く、令 和 2 年 産 米 に お い て は 下 記 の と お り 対 応 す る こ と と し た の で、貴 管 内 の 都 道 府 県 及 び 都 道 府 県 農 業 再 生 協 議 会 に 対 し 内 容 を 通 知 す る と と も に、手 続 が 円 滑 に 行 わ れ る よ う、都 道 府 県 及 び 都 道 府 県 農 業 再 生 協 議 会 と 連 携 し、地 域 農 業 再 生 協 議 会 等 関 係 機 関 に 対 し て 指 導 ・ 助 言 願 い た い。

記

1 加 工 用 米 取 組 計 画 認 定 申 請 書 及 び 新 規 需 要 米 取 組 計 画 書 の 追 加 ・ 変 更

「需 要 に 応 じ た 米 の 生 産 ・ 販 売 の 推 進 に 関 す る 要 領」（平 成 26 年 4 月 1 日 付 け 25 生 産 第 3578 号 農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知。以 下「要 領」とい う。）別 紙 1 の 第 5 の 1 に 規 定 す る 加 工 用 米 取 組 計 画 認 定 申 請 書 及 び 別 紙 2 の 第 4 の 1 に 規 定 す る 新 規 需 要 米 取 組 計 画 書 の 提 出 期 限 以 降 に 追 加 又 は 変 更 を し よ う と す る 場 合 に は、令 和 2 年 9 月 18 日 ま で に 申 請 の あ っ た も の に 限 り、申 請 の 受 付 を 認 め る。

2 上 記 1 に 伴 う そ の 他 の 期 限

上 記 1 に 伴 い、以 下 の（1）か ら（6）ま で に 掲 げ る 書 類 等 の 追 加 又 は 変 更 を し よ う と す る 場 合 に は、以 下 に 規 定 す る 期 日 ま で に 追 加 又 は 変 更 し た 書 類 の 提 出 等 を 行 う も の と す る。

（1）要 領 別 紙 1 の 第 4 の 2 及 び 別 紙 2 の 第 3 に 規 定 す る 区 分 管 理 計 画 書 に つ い て は、令 和 2 年 9 月 18 日。

- (2) 要領別紙1の第6の1に規定する加工用米出荷契約及び別紙2の第4の1に規定する新規需要米出荷契約については、令和2年9月18日。
- (3) 要領別紙1の第6の1に規定する加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表及び別紙2の第4の1に規定する新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表については、令和2年9月30日、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等の報告については、令和2年10月12日。
- (4) 要領別紙1の第5の3及び別紙2の第4の3に規定する認定結果報告については、令和2年9月30日。
- (5) 「生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領」（平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知）第2の4に規定する新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧については、令和2年9月18日。
- (6) 「経営所得安定対策等実施要綱」（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）Ⅲの2の(1)、(3)及び(4)に規定する交付申請書(Ⅳの第1の1の(3)の②のアの(ア)により申出のあった収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出に係る生産予定面積を除く。)、営農計画書並びにこれらに係る添付書類については、令和2年9月18日。
また、その際、要綱Ⅲの3の(1)の②に規定するそれ以外の者の分の交付申請書(正)等については、令和2年10月2日。
さらに、要綱Ⅲの3の(2)に規定する経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書については、令和2年10月2日。
- (7) 要綱別紙13の3の(2)の④に規定する「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等対象面積について」及びその関連資料については、令和2年10月2日。

3 水田フル活用ビジョンの変更・承認

要綱別紙13の2の(5)に規定する水田フル活用ビジョンについて、上記1の対応等のために変更を行おうとする場合には、変更後の水田フル活用ビジョンを令和2年9月18日までに地方農政局等に提出するものとし、地方農政局等は、その内容が適当と認められる場合は速やかに承認し、都道府県に通知するものとする。

4 農業者の特定等について

上記1の申請時において、加工用米等を生産する農業者が特定されていない場合にあつては、上記2の(2)から(7)までに規定する期限を、それぞれ令和2年10月19日とする。

ただし、上記2の(3)の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表等については、地域農業再生協議会別の取組面積を把握する必要があることから、認定方針作成者及び農業者団体は、地域農業再生協議会ごとの加工用米の生産予定面積等を別紙様式1に、新規需要米の生産予定面積等を別紙様式2にとりまとめ、令和2年9月30日までに、地域農業再生協議会及び地方農政局長等に提出するものとする。

なお、認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米等の需要者等との販売契約の締結に当たっては違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項を記載するよう留意すること。

5 取組計画認定申請書等の受付について

取組計画認定申請書等の申請等については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、関係者の作業負担の軽減及び密集等を避ける観点から、次のように取り扱うこととする。

- (1) 取組計画認定申請書等の提出等に当たっては、郵送等の非対面による方法を推奨する。なお、メール等によって提出等されたものも受け付けるが、後日原本に差し替えることとする。様式は、電子ファイルを希望する場合は、以下のURLに掲載のものを使用する。

[加工用米・新規需要米等の申請等関係]
https://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/index.html
[生産製造連携事業計画の認定関係]
https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/k_houritu/index.html
[経営所得安定対策等の申請等関係]
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/h27_download.html

- (2) 取組計画認定申請書等の押印の欄は、署名（代表者から契約締結などの意思表示に係る代理権（申請等に関する事項が明示的に代理の範囲から除外されているものを除く。）を与えられた者による代理署名を含む。）も認める。
- (3) 押印又は署名がなされた書面による申請等が困難な場合は、申請等を受け付ける者において、備考欄等に押印又は署名が省略された理由を記載した上で、押印又は署名が省略された取組計画認定申請書等を受け付け、後日押印又は署名がなされた原本に差し替えることとする。